

# 「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

## かかりつけ医をもちましょう！

「かかりつけ医」とは「地域住民が身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談等のできる医師（厚生労働省ホームページより）」とされています。

要するに、急な病気はもちろん、患者さんのことをよく知っていて、日常の健康管理から慢性疾患の管理、もしものときのことまで相談できる「お医者さん」のことを言います。

### ☆かかりつけ医療機関のメリット

- ・受診の手続きがスムーズ
- ・食事面など、日常の健康管理の相談対応ができます。
- ・普段と違う身体の不調やちょっとした症状を相談できます。
- ・さらに詳しい検査や治療が必要な場合、適切な医療機関を紹介し紹介状の作成をします。



### ☆普段当院にかかられている方は・・・

- ・いつも診察をしている医師が「かかりつけ医」です。
- ・定期受診時には、前回受診以降の経過を記録をつけるなどして報告、相談しましょう。
- ・患者様には自分の望む医療を選択し治療を受ける権利があります。普段の受診のときから持病の経過や将来的な見通し、もしものときの対応など、かかりつけ医の先生と相談し、記録を残しておくようにしましょう。

### ☆受診のときの心がけ～できるだけ診療時間内に受診をお願いします

- ・主治医が今までの病状や経過を把握した上で適切な診察を行うことができます。
- ・各種検査や他院への紹介が必要な場合もスムーズに対応が行えます。
- ・医療費の軽減につながります（夜間や休日は時間外対応の加算などで割高になります）。
- ・個々の都合で、夜間や休日の救急病院を安易に利用することにより（コンビニ受診）、入院や救命が必要な重症患者の治療に支障が出る場合があります。

### ☆かかりつけ医にはこのような役割もあります～介護保険とかかりつけ医

介護保険は皆さんが保険料を納め、40歳以上で介護が必要となったときにサービスが利用できるという制度です。

まず、介護保険の認定を受ける際、「主治医意見書」という、ご本人の心身の状態を医学的な視点で記載する書類を作成します。かかりつけ医はいつも家族の健康状態を把握していますので、介護が必要となったときはもちろん、病気の診察や日常生活のアドバイスも可能です。

さらに、介護保険で利用できるサービスの中には医師の指示が必要なものもあります。

かかりつけ医の先生に家族の身体情報を把握してもらうことで、家族皆さんの健やかな生活を維持していきたいですね。

しかし、急な病気やけがのとき、病院に行ったほうがよいか、救急車を呼んだほうがよいかなど迷ったときには・・・

「救急安心センターさっぽろ」という、相談窓口があります。



（札幌市ホームページより）

救急医療相談に看護師が24時間・365日対応する、電話による相談窓口です。

（サービス対応地域：札幌市、石狩市、新篠津村、栗山町）

※現在かかっている病気の治療内容やお薬の飲み方などの相談には対応できません。

かかりつけ医等へご相談ください。

電話番号 短縮ダイヤル「#7119」または「011-272-7119」

## 対応内容

### （1）医療機関案内

急病時などで、すぐに医療機関を受診したいが、どこが診療可能な医療機関か知りたいとき、ご案内いたします。

### （2）救急医療相談

看護師がお聞きした症状から緊急度を判定し、その結果に応じて最寄りの医療機関を案内するなどの助言をしたり、119番へ電話を転送します。

**皆さんひとりひとりが適切な医療機関の利用をこころがけていきましょう！**

## 「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと・・・などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。

例えば・・・

「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」

その他「誰に相談してよいか分からないこと」・・・など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

（西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時）

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー：岡村、横田、田附（たつき）